

# ハラスメント防止対策の指針

社会福祉法人 大東若竹会

POSSE ぽっせ

## 1. 事業所におけるハラスメント防止に関する目的

児童発達支援・放課後等デイサービス「POSSE ぽっせ」（以下、事業所）は、利用者・者に対してより良い支援を実現するために、職場及び支援の現場におけるハラスメントを防止する。ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙認されたり、見過ごされたりすることがあってはいけない。職員一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、全ての人権が尊重されることを目的とし、本方針を定めることとする。

## 2. 事業所根拠となる法律

### (1) パワーハラスメント

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、下記のようなものを言う。

- ① 身体的な攻撃（暴行・障害）
- ② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- ③ 人間関係の切り離し（隔離・仲間外れ・無視）
- ④ 過小な要求（仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる）
- ⑤ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制。仕事の妨害）
- ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、上記2に掲げるハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。

### (2) セクシャルハラスメント

- ① 性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど）
- ② 性的な行動（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど）

### (3) 利用者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族等へのハラスメントの両方をさす。

- ① 身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む）  
例：ものを投げる、叩かれる、蹴られる
- ② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）  
例：大声を出す、理不尽な要求をする

- ③ セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）委員会の構成と役割

虐待防止委員会の委員長：施設長

虐待防止委員会の副委員長：管理者（児童発達管理責任者）

虐待防止委員会の委員：常勤保育・児童指導員・機能訓練担当職員

事故、ヒヤリハット辞令の報告・分析：管理者（児童発達管理責任者）

第三者、専門家：必要に応じて法人役員、協力医療機関の医師、行政の担当者

### 3. 職場におけるハラスメント対策

- (1) 当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、ハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。

① 円滑に日常業務が実施できるよう、日ごろから、正常な意思疎通に留意する。

② 特に役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。

- (2) ハラスメント防止のために、年1回は本基本方針を徹底するなどハラスメント研修を行う。

- (3) ハラスメントの相談窓口を職場内に設置することとし、施設長が窓口を担当する。

① ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。

② ハラスメントの判断を行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保ずる。

③ ハラスメントの判断や対応は、当事業所虐待防止委員会で検討する。

- (4) 事業所内で発生した虐待の報告方法等

① 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

② 緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

### 4. 支援現場におけるハラスメント対策

- (1) 職員による利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族によるハラスメント防止に向け、次の対策を行う。

① 事業所が行うサービスの範囲及び費用

- ② 職員に対する金品の心づけのお断り
  - ③ サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は、気軽に法人事務所に連絡いただく
  - ④ 職員へのハラスメントを行わないこと身体的な攻撃（暴行・障害）
- (2) 利用者・家族から、暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族に何らかの異変があった場合は、上司及び管理者に報告・相談を行う。
  - (3) 管理者は、相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、虐待防止委員会で検討し、必要な対応を行う。

## 5. ハラスメント対策における職員研修

下記の事項について、年1回研修を行う。

- (1) 基本方針
- (2) 支援の内容
  - ① 契約書や重要事項説明書の利用者への説明
  - ② 契約の内容を超えたサービスは提供できないこと
  - ③ 利用者・家族に対し説明したものの、十分に理解されていない場合の対応
  - ④ 金品などの心づけのお断り
- (3) 服装や身だしなみとして注意すべきこと
- (4) 職員個人の情報提供に関して注意すべきこと
- (5) 利用者・家族等からの苦情、要望又は不満があった場合に、速やかに報告・相談すること、また、できるだけその出来事を客観的に記録すること
- (6) ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合に、速やかに報告・相談すること
- (7) その他、利用者・家族等から理不尽な要求があった場合には適切に断る必要があること、その場合は速やかに報告・相談すること

## 6. 指針の閲覧について

ハラスメント防止対策のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、POSSE ぼっせのホームページに公表します。

附則

この指針は、令和6年1月1日より施行する。